

社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング

あおどらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

育児短時間勤務等で給与が下がった場合の年金特例措置

厚生年金では、育児短時間勤務等で標準報酬月額が下がった場合、一定期間、年金の計算に おいて改定前の額とみなす特例措置があります。(以下「養育期間の特例措置」)今回は養育期 間の特例措置について紹介いたします。

~ 養育期間の特例措置の概要~

対象者は?

- ・3歳未満の子を養育している
- ・養育開始前と比べて標準報酬月額が 下がった

事業主経由で 年金事務所へ 届出



どんな特例?

- ・年金額の計算は改定前の標準報酬月額を 基準にする。=「下がらない」
- ・保険料 は、改定後の標準報酬月額を 基準にする。=「下がる」

【例】

短時間勤務等により 標準報酬月額が低下

3 歳誕生月の前月

改定前の標準報酬月額 (300千円)

育児休業

改定後の標準報酬月額 (280千円)

年金の計算はこちらで行う

保険料の計算はこちらで行う

その他 Q&A

- Q1 届出を忘れていた従業員がいますが、さかのぼって申請できますか?
- A1 原則として、申出月の前月までの2年間は遡及が可能です。
- Q2 育児休業を取得していないのですが、この特例は適用されますか?
- A2 育児休業取得の有無にかかわらず、要件に該当すれば適用されます。
- Q3 養育期間中は、健康保険の傷病手当金も改定前の標準報酬月額で計算されるのですか?
- A 3 養育期間の特例措置は、年金給付額に適用されるものです。健康保険の傷病手当金については、 低下した標準報酬月額に基づいて計算されます。

その他の詳細やご不明な点は弊所までお問い合わせください。